

平成23年度

北海道障がい者条例の取組方針（案）

北海道保健福祉部

# 平成23年度 北海道障がい者条例の取組方針

## ○ 基本方針

条例の施行に当たっては、第1条に規定する目的、第3条に規定する基本理念などにに基づき、障がいのある方々の権利の擁護や暮らしやすい地域づくりを推進するという視点に立ち、また、「障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に十分に配慮するものとする。

- (1) 障がいのある方々の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
- (2) 地域の課題を解決する力を高め、地域で暮らす障がいのある方々が必要とする支援の確保を図ることにより、道内各地域における地域間格差の是正に資すること。
- (3) 福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進すること。
- (4) 条例に基づく施策の実施状況や成果を広く道民に公表し、障がいの特性や障がいのある方々に対する道民の理解の促進を図ること。

## ○ 重点方針

### 1 条例の広報

- ・道民に広く周知を実施
- ・知的障がいのある方々が分かりやすい広報の実施

### 2 権利擁護の推進

- ・地域づくり委員会の利用促進
- ・虐待等に対する対応機能の強化

### 3 障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進

- ・地域で暮らす障がいのある方々などの声の地域づくり委員会への反映
- ・地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制づくりなど、市町村の取組に対する支援

### 4 障がい者の就労支援

- ・新たな就労支援推進計画の策定
- ・企業と連携した就労支援の推進